



ふぁみさぽ通信



甲州市ファミリー・サポート・センター

令和元年8月発行 No16

毎日暑い日が続きますね(˘_˘)今年の夏は熱中症の話題が何かと尽きないです。体調管理には注意したいですね。さて、10月から幼児教育・保育料無償化が実施されます。ファミサポの預かり保育も一部補助の対象となりますので、皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。詳細についての質問などはお問い合わせください。よろしくお願いします。

無償化のイメージ

※「保育の必要性の認定」を受けたご家庭のみ
無償化の対象となります

認定あり

認定なし

共働き世帯など

3~5歳児

0~2歳児

住民非課税世帯



0~2歳児 上記以外

自治体の「保育の必要性の認定」

専業主婦世帯など

3~5歳児



0~2歳児 全ての世帯

認可 保育園 認定こども園

無償化 幼稚園(一部) 2.57万円を上限

認可外 認可外保育施設 ベビーシッター

一時預かり 病児保育

補助 ファミリーサポートセンター

上限額(月) 0~2歳児 4.2万円

3~5歳児 3.7万円 (補助 1.13万円を含む)

無償化 認定こども園 幼稚園(一部) 2.57万円を上限

一時利用は対象外

協力会員養成講習会

本年度の協力会員養成講習会は11月~2月に全5回で実施します。講習会の詳しい内容については別紙をご覧ください。なお、安全・事故に関する講習は協力会員さんに必ず受けてもらうこととなり、本年度は初日11/5(火)に講習を行います。現会員さんにもフォローアップとしての参加をお願いします。申込が必要になりますのでお問い合わせください。



ファミサポ交流会

協力会員養成講習会2日目11/26(火)は皆さんとの交流を兼ねた講習会の内容になっています。子どもの栄養について学び、調理実習をします。お気軽にご参加ください。たくさんの方のお申込をお待ちしています。



センターよりお知らせ

登録した時から内容が変わった会員さんは、ファミサポ携帯にお電話をください。退会は届出が必要になります。

- ・住所や電話番号が変わった・家族が増えた
 - ・サポートの必要がなくなった
 - ・対応可能な時間や状況の変更
- ご連絡よろしくお願いします!!



ファミリーサポートセンター

市役所ロビーに事務局(キッズスペースから出入り可能)があり平日9時から17時まで開設しています。

授乳やオムツ替え等でのご利用、登録や依頼の相談、会員の皆さんとの交流の場として活用していただきたいです。

お気軽にお立ち寄りください。

センター専用

080-1980-1083



うちの子の場合は？

START

お子さまの年齢は？
令和元年 4 月 1 日時点

0-2 歳

あなたの世帯は
住民税非課税ですか？

YES

お子さまが通っているのは、
どのタイプの施設ですか？

NO

3 歳児クラスからが
対象となります

保育所 / 認定こども園 ※1

利用料が
無料になります

認可外保育施設等 ※2

保育の必要性の認定 ※4 を
受けている場合、利用料が月額
4.2 万円まで無償になります

ファミサポはここに該当します

3-5 歳

現在お子さまが利用している
施設はどれですか？

幼稚園

お子さまが通う幼稚園は子ども・
子育て支援新制度の対象の
幼稚園ですか？ ※3

保育所 / 認定こども園 ※1

利用料が
無料になります

認可外保育施設等 ※2

保育の必要性の認定 ※4 を
受けている場合、利用料が
月額 3.7 万円まで無償になります

ファミサポはここに該当します

対象の幼稚園

利用料が無料になります

対象とならない幼稚園

利用料が月額 2.57 万円まで
無償になります

幼稚園については、入園できる時期に合わせて、
3 歳になった日から無償化の対象となります。

幼稚園の利用に加えて

幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定 ※4 を
受けている場合、幼稚園の利用料に
加え、利用日数に応じて、
最大月額 1.13 万円まで無償になります

○子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。なお、年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○市区町村によっては、さらに独自の減免措置を講じている場合があります。詳しくは、お住いの市区町村にご確認ください。

○通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

○就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

※1 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育（標準的な利用料）も対象です。

※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※3 通園している園がどちらに該当するか分からない場合は、通園している園又はお住いの市区町村にご確認ください。

※4 無償化の対象となるためには、お住いの市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市区町村にご確認ください。